

平成26年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第8日（平成26年6月17日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 14人

現在員数 13人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 13人

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 矢野川 周平君 | 2番 | 森 一美君 |
| 3番 | 小川 豊治君 | 4番 | 西原 強志君 |
| 5番 | 永野 裕夫君 | 6番 | 岡林 喜男君 |
| 8番 | 岡崎 宣男君 | 9番 | 瀧澤 満君 |
| 10番 | 岡林 守正君 | 11番 | 仲田 強君 |
| 12番 | 井村 敏雄君 | 13番 | 橋本 敏男君 |
| 14番 | 武藤 清君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|--------|------|--------|
| 議会事務局長 | 山下 毅君 | 局長補佐 | 東 博之君 |
| 議事係長 | 池 正澄君 | 主事補 | 岡崎 正嗣君 |
| 主事補 | 宮口 祐司君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|    |        |     |        |
|----|--------|-----|--------|
| 市長 | 泥谷 光信君 | 副市長 | 磯脇 堂三君 |
|----|--------|-----|--------|

|                   |         |                  |         |
|-------------------|---------|------------------|---------|
| 会計管理者<br>兼会計課長    | 黒原 一寿 君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員 | 野村 仁美 君 |
| 企画財政課長            | 早川 聡 君  | 総務課長             | 木下 司 君  |
| 危機管理課長            | 横畠 浩治 君 | 消 防 長            | 田村 光浩 君 |
| 消 防 署 長           | 上原 由隆 君 | 健康推進課長           | 戎井 大城 君 |
| 福祉事務所長            | 徳井 直之 君 | 市 民 課 長          | 岡田 敦浩 君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長 | 坂本 和也 君 | まちづくり対策課長        | 横山 周次 君 |
| 産業振興課長            | 二宮 真弓 君 | 産業基盤課長           | 文野 喜文 君 |
| 水 道 課 長           | 田村 和彦 君 | じんけん課長           | 田村 善和 君 |
| しおさい園長            | 中島 東洋 君 | 収納推進課長           | 倉松 克臣 君 |
| 教 育 長             | 弘田 浩三 君 | 学校教育課長           | 山本 豊 君  |
| 生涯学習課長            | 中山 優 君  | 教育センター所長<br>補 佐  | 萬 知栄 君  |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（岡林守正君） おはようございます。定刻でございます。

ただ今から、平成26年土佐清水市議会定例会6月会議第8日目の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） おはようございます。

本日は、朝から副市長がこれを皆さんに配っていると思いますけれども、非常に気分をよくしております。四国38市議会改革度本社調査、土佐清水初の首位というようなことで、これ出ておりますけれども、この改革を主導してやっていただいたのが武藤議員であり、橋本議員であり、小川議員というようなところと自分では認識はしております。

私もこの末席におることについて、非常に誇らしい気持ちであります。非常にこれ、朝から機嫌よくやっておりますので、また消防長も市長も、私に機嫌のええ答弁をいただけたらと、消防長には答弁を、市長にはご所見を求めるわけでありますけれども、このあとですので、ひとつ前向きな答弁をいただきたいと、こういうふうに思います。

それでは、通告に従いまして、質問をいたします。

6月3日、夜間から断続的に市内一円に大雨が降り、下ノ加江をはじめ、宗呂・三崎等、各地で道路の寸断、農地・農業用水路に大きな被害が発生したのはご案内のとおりであります。

今回の大雨により、消防署員はじめとして、出動した消防団員は6月4日から5日にかけて、延べ人数130名の方々が出動したとのこと、まことにご苦労さまでございます。市民としては、心強かつ感謝をしておる次第であります。

さて、消防長は、本年4月1日に清掃管理事務所長補佐から消防長にご栄転をされました。と同時に、消防団員416名、消防署員39名、455名の頂点に立って、指揮能力等もこれから先、どんどんと増すことだとういうふうに思っております。

現在のところは、慣れない職務であり、懸命に各般の勉強中と思っております。

消防法第1条に、消防の目的としては火災を予防し、警戒し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災または地震等災害の被害を軽減し云々とあります。

本市にも消防長ご案内のとおり、条例や規定など、26ほどあるところであります。消防長にありましては、以後、自信をもってリーダーシップを発揮して、市民の安全安心、安寧のために頑張っておこの安全を構築していただきたいと。

それでは、具体的質問に入らせていただきます。

第1点、新消防長として、将来30年の間に70%の確率で発生が予想される南海地震、あるいは今回の大雨等、災害時の対応について、消防長の現在持っている、あるいは勉強中の将来構想についてお示しを願いたいと思います。

消防長に答弁を求めます。

○議長（岡林守正君） 執行部の答弁を求めます。

消防長。

（消防長 田村光浩君自席）

○消防長（田村光浩君） どうも心温まるご声援、ありがとうございます。では、お答えします。

消防は、国民の生命と財産を守ることを目的としており、消防団員、女性防火クラブはもとより、多方面に及ぶ関係者の尽力により、地域社会に密着した消防機関として着実に発展を遂げてまいりました。

しかしながら、近年、続発している地震、ゲリラ豪雨、また、台風など自然災害による複雑かつ多種多様な大規模広域災害が起こっている状況に、市民の安全・安心に対する関心は、一段と高まっており、消防に寄せられる期待はますます大きくなっております。

消防は、これまで以上に社会情勢を的確に把握し、将来を見据えたきめ細やかで地域に密着

した消防行政を展開していかなければならないと考えております。

このような諸情勢を踏まえ、市民が安心して暮らせる災害に強い安全なまちを将来像とし、火災や災害から命や財産を守るまち、救急・救助対応能力の高いまち、魅力ある消防団、危機管理能力の高いまちの実現を将来にわたる消防施策として、積極的かつ強力で推進し、市民の安全安心を確保することで、住んでいてよかったと思えるまちづくりを目指します。

また、安全に消防活動を行うためには、個々の消防職員、消防団員や隊はもちろん、組織の幹部みずからが事故の発生を阻止するという安全管理に対する組織管理が必要であり、消防職団員の安全を最優先に考えた組織体制をつくっていくことが必要であります。

安全管理は消防の使命達成の大前提であると位置づけられていることから、組織として安全管理体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、指揮者、隊員がそれぞれの責任と安全に対する自覚をもって、安全確認に努める必要があります。

組織として、安全管理体制を整備し、かつ指揮者がみずからの責任を十分に果たし、その結果、消防職員、消防団員一人一人にみずからの身はみずからが守るという意識が浸透していけば、おのずと消防活動における事故も減少していくのではなかろうかと思っております。

南海トラフ地震は、現在、最も危惧される場所ですが、市民の命を守るため、消防本部では、南海地震における初動安全マニュアルを作成しました。

まず、津波から逃げることを前提とし、消防団・女性防火クラブ、自主防災組織と連携した訓練を行っております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 消防長より、力強い答弁をいただきました。各指揮者、各階級ともに、自分の責任を十分に痛感しながら、組織的に対応すると、こういうようなことと、将来に向かって、化学物質、その他いろいろなことについても勉強されると、こういうふうに思います。まことに力強い答弁、ありがとうございました。

それを答弁と同時に実践するように、ひとつよろしく申し上げます。

それでは、第2点、組織というのは、もちろんリーダーを中心に各人の資質をいかに高め、効率よく運用するかにあると思っております。

私も警察組織におりましたので、幾らかはわかるんですけども、そこで消防署員の消防学校以外での教養、訓練及び救急救命の院内研修あるいは消防署長以上の幹部研修など、教養・訓練内容とその効果について消防長に答弁を求めます。

○議長（岡林守正君） 消防長。

(消防長 田村光浩君自席)

○消防長(田村光浩君) お答えします。

教育訓練につきましては、毎月の訓練計画書を消防長が受理、決裁を出した後、実施しております。午前中は各係、総務、警防、予防の事務を行い、午後に火災、救助、救急の基本及び想定、実践訓練を行っております。

雨天時には、座学を実行しており、座学の講師役は県消防学校で研修を受けた隊員や、各種研修会・講習会に参加した隊員が、パソコン等を使用しながら行っております。

効果につきましては、新庁舎に移り、訓練スペースが広がったことから、放水訓練や交通事故等を想定した各種応用実践訓練などが現場さながらの訓練を実施、指揮命令をはじめ、状況判断、安全管理や応用力が身につけています。

また、国家資格の救急救命士につきましては、国家試験合格後、4週間の就業前病院実習、その後、心肺停止患者に行う気管挿管の資格取得研修を行います。これは同意を得た全身麻酔の手術患者に対して、30症例を行い、約10日間の実習となります。

これ以外の病院実習では、毎年年間40時間の救急外来での実習を行っております。

効果につきましては、傷病者の観察、判断、処置能力の向上が図られます。

幹部研修につきましては、リスクマネジメントの研修を受講させるなど、幹部としての資質向上を図っております。

以上です。

○議長(岡林守正君) 8番 岡崎宣男君。

(8番 岡崎宣男君発言席)

○8番(岡崎宣男君) 答弁、まことに力強く聞いております。

訓練計画を消防長が決裁しやると。午後からは実践的、あるいは机上訓練等をやりながら、市民の安全構築のために懸命に頑張っておるとこういうことだろうと判断をしますけれど、特に救命救急なんかでテレビで見よったら、気道確保とかなんとかというのがあるんですけど、それもやっておるといようなことですね。

それでは、直接、消防の場合は、清水の中心的な命というように、かつて福田総理のときに超法規的措置でこれ日本赤軍の連中を向こうに逃がしたけど、そういうふうに命が一番大事で、それを守っているのが消防であります。

私はいつも思うんですけども、こういう何十年間かお勤めになっても、消防は多分、1回や2回、命の危険、身の危険は感じるであろうなとこういうふうに思っておりますし、その点については消防には感謝するとともに、非常に私は高く評価しております。

それでは、次に第3点といたしまして、次に、消防団員の訓練内容についてお聞きをいたし

ます。

団員は、一般的に現任教養と新任教養があるとお聞きしましたが、どのような知識、技術を身につけ、資質向上に役立っているのか、消防長に答弁を求めます。

○議長（岡林守正君） 消防長。

（消防長 田村光浩君自席）

○消防長（田村光浩君） お答えします。

消防団員の訓練におきましては、新入団員の初任教養、各部、階級が班長以上の幹部団員が対象の現任教養があります。

研修については、消防団内務説明、水害、火災、震災対策などの活動及び安全管理についての研修、訓練礼式、救命講習、火災対応訓練を行っており、水害、火災、震災など、総合的に地域の防災力向上を図りながら、訓練を計画しております。

そのほか、火災予防期間中の分団での訓練。高知県消防学校が開催する基礎教育及び幹部教育への派遣、各部における火災想定訓練など、年間を通して、各地域消防団の訓練が実施されています。

以上です。

○議長（岡林守正君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） わかりました。

特に安全管理のほう、よく大雨が降ったら、私、三崎、一応一巡するんですけども、必ずといっていいほど消防団の方が赤色灯を回しながら、活動をしております。くれぐれもけがとか、何も無いようにと思いながら、声はかけるんですけども、消防団員の方、別に自分の仕事をお持ちになってからやりよるがやけん、安全管理のほうには格段の配慮をお願いをいたします。

それでは、第4点でございますけれども、こうやって、あるいは教養等で人間形成もさることながら、装備資機材の充実も大変重要なことでもあります。

特に、部隊として行動する署員、団員には、整備された車両が望まれます。

今回、私は、質問に当たりまして、消防本部総務係で車両の経過年数についてお聞きしたところ、消防本部の最も経過年数の長い車両で、水槽付約2tの水があるそうですけれども、水槽付ポンプ車がこれ28年。消防ポンプ車2台が20年目とのことでもあります。一般的な耐用年数は、これは5年でありますけれども、車検を受けて、保安基準を満たせば幾らでもいけるわけですが、大都市を除いて、自治体によっては15年程度のところは幾らでもあるというようでございます。

しかし、本市の水槽付ポンプ車は、耐用年数をはるかに超えておると自分では思います。果たして28年前だったら、部品があるのかなというふうに思ったりもするわけですが、初期消火に効果を発揮できる水槽付ポンプ車は、ちょっとポンコツのような状態では、私としては心もとないと。早期に購入すべき問題であります。

消防長は、しっかりと予算要求を強くしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。消防長の答弁を求めます。

○議長（岡林守正君） 消防長。

（消防長 田村光浩君自席）

○消防長（田村光浩君） お答えします。

ご指摘のとおり、水槽付ポンプ車は、初期登録が昭和61年8月で、本年28年を迎え、老朽化しておりますが、購入金額が6,000万円かかることから、市の負担が大きく、防衛省の車両購入補助事業に応募しております。

これに先立ち、3月17日に市長と前消防長が防衛省の広島県中四国防衛局へ要望活動に行っておりました。これを受けて、5月2日、防衛局に要望書を提出するなど、対応しているところであり、来年度には予算要求をするつもりでおります。

以上です。

○議長（岡林守正君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 来年は予算要求をするということでありまして、1台6,000万円というようなことで、なかなか市の予算ではいかんというようなことであると思いますが、命には変えられませんので、予算要求して、もしいかんかった場合は、市長にお願いするということになるかと思っておりますけれども、市長にこの答弁者の欄に書いておりませんので、市長に答えをもらうことはできませんけれども、市長にあっても、命が一番大事という観点は特に市のトップとして強くお考えになっておると思っておりますので、もし、いかんかった場合は、市のほうで何とかちょっと考えていただけたらなと思っております。

もちろん、市長に答弁いただくわけにはいきませんので、これで終わりますけれども、よろしくお願ひしたいというふうにお願ひします。

それでは、次に、消防長に最後の質問ですけれども、第5点、次に、消防署のほうは終わったけど、次は団員の使用する消防用ポンプ車の経過年数については、20年超えておる車が11台。10年を超えている車が15台の現状とのことであります。

パソコンで調べたところ、15年ぐらい使用しているところは大都市以外はあるようですが、老朽化した車両は燃費等、効率的では決してないと。これはごく当たり前。これらも1年に何

台もというわけにはいかんでしょうけれども、計画的な予算要求を行って、1台でも購入に心がけていただきたい。

以上、2件につきましては、本来は市長にご所見を求めるんですけども、答弁者欄にありませんので、消防長、これ気合いを入れてひとつやっていただきたいとこういうふうに思いますが、消防長に答弁を求めます。

○議長（岡林守正君） 消防長。

（消防長 田村光浩君自席）

○消防長（田村光浩君） お答えします。

議員がご指摘のとおり、配備から20年を経過した車が11台あります。

本年度、下川口分団、宗呂下部と中央分団第三部に小型動力付ポンプ積載車を買ひまして、清水第一分団足摺岬部に消防ポンプ自動車を購入予定です。

また、本年3月には、総務省より下ノ加江分団・下浦部に消防ポンプ付軽車両の貸与がありました。今後につきましても、計画的に配備し、消防力の強化に努めます。

以上です。

○議長（岡林守正君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 何台か購入して、また計画的にやるということですので、計画的にぜひお願いします。

それと、消防団員、安全やないといけないし、機嫌のええ車でいかんと、途中でこれ故障でもしたらわややし、今後ともそういうふうな観点でやっていただきたいと思います。消防長、まことに答弁はありがとうございました。

それでは、次に、2点ほど、市長のご所見を求めるわけでございます。

竜串地区積年の課題2点、これずっと前から、西南豪雨のときからのことですが、第1点としましては、三崎川河口左岸、竜串橋から第2竜串橋に至る約200m。200mというのは、電柱4本の間くらいあるけん、200mくらいあるであろうとこういうふうに思っておりますが、副堤防につきましては、観光地であるとのことで、その当時では岩を組み合わせた自然工法でつくっておるわけでありまして、平成13年の西南豪雨被害により、副堤防の岩は崩れ、ところどころ川の中央部に向け、岩が移動していると。それと全体に岩のどがった部分が上になったり、下になったりむき出しであります。そして、以前は子どもたちも遊んでおりましたが、現在は危険ですので、遊ぶ子どもは全くおりません。それと景観的に見ると、何ら当時、自然工法でつくったときはよかったけど、今は効果は全くありません。むしろジオパーク等々うんぬんのときに、景観を損ねているというふうに思っております。

それと、毎年、私は言われるわけでありましてけれども、大掃除の際にも危険を感じながら、この葦を手で刈っておるといふようなところが大部分であります。

この本件につきましては、西南豪雨以来、各市長、あるいは国会議員の政談演説会、これは中村であったときに、僕と区長と役員とが要望書を書いて、写真をつけて持っていきました。各地区から要望がちょっと残ってくれといふようなところで、別室で要望いたしました。要望したときは、非常に返事はよかったですけれども、その後、確たる回答もなく、いまだ直っておりません。

ご案内のように、ここは激甚災害を受けながら、ほかの上野の一番端でも橋は直っている。下川口の河口も全部直っている。ここはなぜか原状回復には至っておりません。地区にしても、私にしても、不信感は幾らかあるわけでございます。

ここまでお願いしましたけれども、どうも前に進みません。ここは最後に、泥谷市長にお願いするしかないなといふのと、今朝も竜串地区の皆さんと、われしかり言ってこいといふようなこともあります。どうか、市長にありましては、国に陳情に行く際、ぜひとも努力を願いたいというふうに思います。市長のご所見を求めます。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 本件につきましては、激甚災害の指定を受けながら、なぜ原状復帰に至らなかったのか。当時のいきさつについては、十数年も前のことですから、よくわかっておりませんが、私としても市長に就任する前から、すぐ近くで毎日通っておりますものですから、この現場というのの確認をしております。きょうも見てきております。本当に被災の状況、それから周りとの景観、それからまた、命を守るという防災の面からしても、早急に対応する必要があるという認識をしております。

しかし、現状、それから被害を受けた、災害から十数年たっておりますので、通常災害復旧では、これから適用は難しいと考えて、就任以来、県のほうには、県の単独事業も視野に入れた対応をしてくれと、そういうふうに申し入れも行い、要望活動を行ってまいりました。

このたび、県のさきの大雨のあの状況を勘案した上で、再度、災害復旧の工事として国へ提案する運びとなりました。

ですから、これを私としても全面的にバックアップして、県とともに国へ働きかけていきます。

ただ、これが採択にならない場合も、県としても、この状況というの是非常に重く受けとめておりますので、もし、不採択となった場合でも、県の単独事業としても着工できるように今、調整をしているところでありますので、今年になるか、来年になるかはわかりませんが、近い

うちに必ず着工するように、全力をもって取り組んでまいります。

また、工事に当たっては、これまでの自然工法というのももう1回見直す必要がありますし、観光地、岡崎議員が指摘いたしました観光地でありますので、特に景観が保たれるような、そういう工法になるように、地元と十分協議してやっていきたいと、要望活動を行ってきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） ただ今、市長より、県並びにタイアップして、国のほうにも陳情にいくと。いかない場合は県単で何とか今年なり、来年なりで処理したいと。自然工法、あるいはそれに変わるものとして、竜串のほうも自然工法じゃなかったら、竜串橋の上みたいに、コンクリートでやってもらっても楽やと、こういうようなことは皆さん、言っておるわけでありませぬ。

この質問の内容を竜串の皆さん、インターネットで見てくださいとおったら、泣いて喜ぶやろうなど自分では思っております。

これで、多分、竜串も何人かはインターネット見てくださいとおりますので、あした、また朝、竜串でわいわい言うわけですけど、ひとつ肩の荷がおりたなど。もちろん、100%というわけにはいかんでしょうけれども、これで大きく展開は開けたとこういうふうに思っております。

防災面、あるいは命の安全面というようなところ、見地からお考えになってやっていただけるといことで、地元にとってはまこと感謝するしかありません。

それでは、第2点、これも本来は県のあれなんですけど、次に、竜串第2住宅南側にある水門について、お尋ねをいたします。

この水門は、東西の防波堤の一部を切りとってつくっております。水門部分は高さ、地上からですけれど、1 m 5 5 cm、幅 8 5 cm、支柱と支柱の間が 2 m ありますけれども、支柱が東西にあって、それぞれ支柱の中央部分を 1 3 cm ほど溝を掘っております。その部分に板を落とし込み、津波とか、あるいは高潮などのときに、付近住民の避難、あるいは被害防止のため活用するものでありますけれども、その板はその場所から約 1 0 m ぐらい離れた教育集会所に落とし込みの板を保管。必要なときは、住民の有志が板を持って水門に落とし込み、水門の役目を果たす形式であります。

しかし、頼まれておった方も、高齢になり、病気がちであります。今、私が考えるのは、誰がこの板を落とし込みにいくのか、不安は拭えません。このような水門は他の地区には、三崎

においては見られません。三崎の浦、浜益野の港は全てステンレス防潮横引きゲートというのがありますけれど、これでありませぬ。竜串の場合は、南海地震などを考えたとき、あまりにも前近代的であります。改良が必要と思ひます。提案ですが、国・県などの補助金を活用し、改良をぜひお願いしたい。これは以前、だいぶ前に西村市長のとき、これもいろいろ言ったんですけども、県の範疇だというようなことで、落とし込みになったわけでございますけれども、私としたり、市民の安心安全のためにも、行政の信頼の向上のためにも、ぜひ、この辺の改良をお願いしたいと思ひまして、質問にあげました。市長のご所見を求めます。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） お答えいたします。

ご指摘の防潮堤は、県の林業事務所の管理する堤防であるというふうにお聞きしております。

現在、このような水門は地震・津波、新想定ができておりますので、対処するために順次、陸開閉鎖を行っているというふうにお聞きしております。

せんだって、林業事務所と産業振興課と協議がもたれ、この問題について協議がもたれたわけなんですけれども、その結果、林業事務所といたしましても、地元竜串地区の同意があれば、事業の計画に入るということを確認をしております。

今後、地元区長を窓口にも、事業説明を行い、住民同意が得られれば、閉鎖方法についての協議と計画に入り、合意の上、準備が整った場合には、今年、おそくても来年の事業実施をする、そういう運びでございます。

市としても、速やかに実施できるように全面的に協力してまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（岡林守正君） 8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 市長より、今年か来年、あるいは地区の要請、区長等々ということがありますけれども、これ竜串地区もこの2点は、国の範疇であり、県の範疇でありというようなことであり、非常に行政対応ができておりましたが、泥谷市長の努力により、見通しがついたというようなことで、これはまた、私、帰ったら非常に喜ばれると思ひます。

なお、今回の質問については、何よりも市民の安心安全、あるいは防災面等々を考えて質問をさせていただきました。

今期はこれで最後の質問でありますけれども、私たち同志会3名、西原さん、永野さんと3名でやっておったんですけども、永野議員、この前お亡くなりになって、非常に翼をもちたような感じでやっております。永野議員に伝えるためにも、私も西原さんも来期に向けて

懸命に、そして再選を目指す全ての議員が懸命に現在、頑張っておるところであり、また9月に相まみえたらなとこういふふうに思っております。

なお、勇退される議員の皆さん方、非常にご苦労さんでございました。長年、市民のためにご活躍されたことに、心からなる敬意と感謝を申し上げまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡林守正君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時36分 休 憩

午前10時50分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） おはようございます。

先ほどのトップバッター8番、岡崎議員が和やかな中にしっかりと流れをつくっていただき、実のある答弁を引き出されましたので、その流れを私の質問にもぜひ続けさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

今年4月から消費税が5%から8%に引き上げられ、2カ月余り経過しました。

消費税には所得が低いほど影響力が大きくなる逆進性があるため、その負担軽減策として、住民税非課税世帯には、臨時福祉給付金、児童手当受給世帯には子育て世帯臨時特例給付金が支給されることになっておりますことはご案内のとおりでございます。

現在、所管課において、作業が進められていることと思っておりますし、今議会の一般会計にも補正の部分が追加されております。

支給額において、住民税非課税なら1人1万円で、年金受給者は5,000円の加算。子育て世帯には子ども1人に1万円と、大まかで理解しておりますが、より詳しくそれぞれの給付金の内容について、福祉事務所に説明を求めたいと思っております。なるべく詳しくやってください。一問一答ですからとって、遠慮することないです。特に、内容についていろんなことをお聞きしたいと思っておりますので、それに答えられるようなやってください。お願いします。

○議長（岡林守正君） 執行部の答弁を求めます。

福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

国は、平成26年4月からの消費税率の引き上げに際し、低所得者の方に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、総額約3,000億円の給付措置を行うことを昨年10月に閣議決定し、予算化しました。

これにより、各市町村が平成26年度中に臨時福祉給付金として該当者1人につき1万円を支給することとなり、本市では福祉事務所が給付事務を担当することになりました。

臨時福祉給付金の支給要件としましては、平成26年1月1日現在で、土佐清水市に住民票がある方で、平成26年度個人市民税均等割が課税されていない方が対象となりますが、課税されている方の扶養親族となっている方など、及び生活保護受給者の方は除かれます。

市民税が課税されない給与収入ベースとしましては、単身者で93万円、夫婦2人家族で137万8,000円、夫婦と子ども1人の3人家族で168万円となります。

公的年金の受給者等の場合は、単身者で65歳以上の場合は148万円、65歳未満は97万円、夫婦の場合で65歳以上は192万8,000円、65歳未満は147万円が限度額となります。

なお、老齢基礎年金、障害基礎年金等の受給者や児童扶養手当、障害児福祉手当等の受給者の方は、1人につき5,000円の加算がありますので、1万5,000円の支給となります。

また、同じく子育て世帯への影響を緩和するため、子育て世帯臨時特例給付金もあわせて支給されることとなりました。

支給要件としましては、平成26年1月分の児童手当の受給者であって、所得制限額に満たない者が対象となり、1人につき1万円を支給します。ただし、臨時福祉給付金の対象者と生活保護世帯等は除かれます。

所得限度額の目安としましては、夫婦と子ども1人の3人家族で、2人が扶養親族の場合、給与収入で約917万8,000円が目安となります。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） ありがとうございます。

大変に詳しく、特に限度額のそういった目安、こういったのはなかなか数字というものは頭に入れることはできませんけれども、こういった答弁をいただいておりますと、私どももいろんな市民の相談を受けたときに、それなりのお答えができると思っております。

特に、生活保護世帯、何でもらえるのと、やっぱりそういうふうな質問もあるわけです。生活保護の場合は、消費税の影響が出る4月に、そういう生活費の中で基準を改定しているということ、その点は知っておりますけれども、やはりそういった市民に発信していくという点で、

今の答弁をいただきまして、大変参考になりました。ありがとうございました。

続きまして、この臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金に係る本市の実態というか、対象世帯とそれから総額について通告しておりますので、詳しくお願いします。

○議長（岡林守正君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

平成26年6月2日で確定しました平成26年度市民税の課税データの臨時給付金システムへの取り込みがまだできておりませんので、昨年の課税データでの見込みで申し上げます。

臨時福祉給付金の支給対象者は5,681人で、そのうち4,966人が加算対象と想定しています。

通常の1万円の支給の方が715人となり、支給額715万円、加算対象で1万5,000円の支給の方が4,966人で、支給額7,449万円となり、支給額は合計で8,164万円となります。

子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者につきましても、システムへのデータの取り込みができておりませんので、15歳以下の子どもの数1,468人の7割を想定いたしまして、1,028人となります。1人1万円の支給ですので、支給額は1,028万円となります。臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の合計支給総額は9,192万円となります。

以上です。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） ありがとうございました。

対象者が5,681人で、加算対象者が5,000人近くおるといふことと、子育て世帯臨時特例給付金が、子ども大体1,468名、土佐清水市の人口状態というのがこの給付の数を見てもわかる。本当に逆やったらもっといいなと思うわけですけども、そういう中で、総額9,192万円ということで、約1億円。そういう金額がこれから支給される、手続に入ってくるわけですが、なかなか加算の部分というのがちょっとまだ理解がされないというか、よく問い合わせがあるんです。先ほどの年金の関係においても。だから、1万円プラス5,000円という、これは通知することで行政のほうから、特福祉事務所、それから税務課、そういった担当のほうからしっかりと通知が出ますので、その点は安心はできると思います。

一番いつもこういう事業になりますと、混乱するというか、一番大事なこの申請手続、ここに過去の例を見ても、商品券から、いろんな施策がありましたけれども、申請手続について、対象者が自身で申請することに一応はなっております。自治体の工夫とか、また判断により、

臨時福祉給付金の対象者には、納税通知書が、それから子育て世帯臨時特例給付金の対象者には現況届が送られる。そこに申請書を同封されると聞いておりますが、本市の場合の対応をお知らせください。

○議長（岡林守正君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） 本市の対応といたしましては、納税通知書や児童手当の現況届の通知とは別途、平成26年度の個人市民税の非課税の世帯、または個人に税務課から臨時福祉給付金申請書、非課税通知書を兼ねた案内文書等一式を郵送します。

また、福祉事務所から臨時福祉給付金の対象外の方のうち、平成26年1月分の児童手当を受給している方に、子育て世帯臨時特例給付金申請書を含む案内文書一式を郵送することとしております。

これらの中には、切手不要の返信用封筒も同封し、7月14日からの受付開始までには届くよう郵送する予定ですが、若干、配達の関係で14日以降となる場合も想定されております。

申請書が届いた世帯または個人は、申請書記入例に従って必要事項に記入、押印をしていただくわけですが、申請者の氏名・該当者の氏名等はあらかじめ申請書に記載済み、プリント済みですので、それを確認していただいて、日付と振込先の口座番号等を記入していただければいいような形になっております。

受け取り方法は、口座振り込みが基本ですが、銀行等が遠くて、銀行口座は使ったことがない等やむを得ない場合は、現金での受け取りも可能となっております。

申請書の提出方法は郵送と窓口への持参の二通りがあります。郵送で申請する場合は、必要書類、申請者の身分証明書、口座番号のわかる通帳等、加算対象者がある場合で、65歳未満の方は、加算対象者の年金証書等を自分でコピーをして、添付して、同封の封筒で郵送していただきたいと思っております。

窓口へ持参して申請する場合は、市役所の受付窓口、7月14日から8月15日までは、市役所玄関に受付会場を設置しますので、そちらのほうでお願いします。その後は、福祉事務所のほうが窓口となります。

または、下ノ加江、三崎、下川口の各市民センターの4カ所が受付窓口となります。

持参する場合には、印鑑と申請者の身分証明書、通帳等必要書類を持参すれば、市のほうでコピーいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 大変に丁寧に、そして対応されているなというふう感じております。

特に、郵送という手続の仕方、これは大変まどろっこしいというか、年配の方にはかなりコピーをして持っていくとか、そういう点では難儀なところもあるわけですがけれども、本市の場合は、窓口で4月14日から8月15日まで、特設で受け付けすると。そしてコピーもそこでしてくれると。持ってきていただく書類さえそろえたら。この点は大変に配慮していただいていると思いますし、またその後も下川口、三崎、下ノ加江の各市民センターでも受け付けるという、そういった流れができていているということで、大変に安心をしております。

最後になりますが、申請手続について、今、ご説明をいただきましたので、受付期間と支給期間、これが1つの大きな時間的な制限がある中での目標設定ですので、大変、作業をなされている担当職員の皆さん方には、ご苦勞なさっているんじゃないかなろうかと思っておりますが、一応、決まっておれば、ご答弁いただきたいと思っております。

○議長（岡林守正君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の受付期間は、7月14日月曜日から10月14日金曜日までの3カ月間ですが、平日のみの受付となります。

受付時間は、市役所が開いている時間、午前8時30分から午後5時15分までとなります。

支給期間につきましては、8月から10月までの3カ月を予定しておりまして、月2回の支給、口座振り込みを予定しております。最初の振込日は8月11日、次が8月25日というふうに、月の上旬と下旬に支給する予定です。それぞれ1週間前には決定通知書兼振込通知書を郵送し、各該当世帯にお知らせする予定でございます。

事務処理としましては、大体半月ごとの申請書の受付分を審査しまして、支給可能と確認できた分をまとめて支給していくこととなります。

この3カ月で100%の支給を目指して、未請求の方に連絡をとるなど、該当者の請求を促していきませんが、どうしても連絡がとれない場合等、未請求がある場合は、あと3カ月の延長が可能ですので、さらに3カ月延長した中で100%の支給を目指して、福祉事務所としましては最大限の努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 大変にありがとうございました。

本当に一問一括答弁の形になりましたけれども、聞きたいことが全て網羅されておりますし、特に、土佐清水市の福祉事務所というよき伝統というか、よき伝統とは何かと言われれば、やはり市民のそういった心のひだまで入っていく、そういうサービスだと思います。そういった点がしっかり受け継がれておりますし、また、そういう対応されていることに対して、評価したいと思います。

これは、本当、今きょうの答弁を聞いておりますと、立派に私も窓口で座っても、この手引書があったら、大体作業に参加できるんじゃないだろうかというぐらい、丁寧に答弁していただきました。ぜひとも、今後が、これからが実施でございます。予期せぬいろんな市民の苦情までいなくても、いろんな質問とか、お尋ねがあると思いますが、所長のその誠意ある答弁のように、各所管の職員の皆さんにも、対応していただきたいと思います。本当に短い期間ですけども、100%達成していくという力強い答弁をいただいておりますので、この件に対しては、了といたします。

続きまして、2問目になります。

地域包括ケアシステムの構築に向けてと。その中で、今回は健康推進課長と市長に答弁を求めておりますが、地域包括ケアシステムの構築という点で質問します。

先月15日に、医療・介護総合確保推進法案が衆議院で可決され、今国会での成立を目指しています。

同法案は、超高齢社会を迎える中で、急激に増加する医療と介護の需要に的確に対応し、高齢者が住みなれたみずからの地域で、医療・介護・生活支援サービスを受けられる地域包括ケアシステムを構築することなどが示されています。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者による2025年問題をどう乗り切るかということであり、本市は高齢化と合わせて、人口減少においても全国平均よりはるかに進んだ状況を迎えています。

また、地域包括ケアと在宅はセットで考えられていますが、果たして本市のように高齢者のひとり暮らし、高齢者同士の夫婦という世帯がふえている中、在宅で最期を迎えられるのだろうか。今日の土佐清水市を築き、支えてこられた多くの諸先輩の方々が安穏として最期を迎えられるように、でき得る限りの英知を結集して、市長が申されているようなお年寄りには宝にふさわしいまちづくり、なにかんづく、どのように地域包括ケアシステムの構築を考えておられるか、健康推進課長に質問します。

○議長（岡林守正君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

地域包括ケアシステムの構築については、高齢者が住みなれた地域で、生活を継続できるようにするため、介護・医療・生活支援・介護予防を充実することが求められています。

本市では、いきいきサロン、運動教室等、地域や住民が主体となった活動に、民生委員、健康づくり推進員、食生活改善推進員やボランティアが協力しながら、これに加えて行政として健康教室、転倒骨折予防等の各種施策を展開することで、自助・共助・公助による高齢者の健康づくり、生きがいに組み、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるよう、まちづくりを推進しているところです。

今後、地域包括ケアシステムの構築、推進を図るためには、医療と介護、高齢者の生きがいと健康づくりの各種事業が有機的に結びつき、元気なときから要支援・要介護、あるいは疾病に伴う医療と切れ目なく連続してサービスが受けられる体制の構築が重要であると考えています。

こうした取り組みを進める上で、医師の確保、マンパワー不足等、そういった課題があると認識しているところであります。

国が進める消費税増税に伴う新たな財政支援制度への事業提案として、県に対して医師の確保、看護師の養成に向けて、奨学金制度を充実することや、働きながら介護福祉士の資格をとるための支援制度の整備、そのほか、現在、社会的問題としてマスコミ等で取り上げられております認知症に伴う徘徊対策として、認知症徘徊情報共有システムの構築等、そういった数々の事業提案を現在しております。

また、今回、補正予算として、本市への医師の視察を募集し、市内医療機関への医師招聘を推進する医師確保推進事業費を計上しているところであります。

このほかにも、平成24年度から取り組んでおります在宅医療連携体制整備事業により、医療関係者、介護事業関係者、行政が連携する体制づくりを推進しているところであり、この連携体制を有効に活用し、医療と介護が効果的・協力的な連携を図り、高齢者への支援体制を充実強化していきたいと考えています。

以上です。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） ただ今、健康推進課長の答弁を聞いておまして、高齢者の生きがいに組み、取り組んでおられる、そういった場面というか、頭をよぎったわけです。

私も、何度か健康体操とか、そういったところに加わって、一緒にやったこと、今、市長、よくやられてますけれども、一番先に息が上がってしまうんです。それは本当に恥ずかしいなという思いをいつもしているわけですが、本市の介護予防の取り組み、昨日の12番議員にも

成果の発表がありましたけれども、健康推進課を中心に社会福祉協議会や民生委員の方々、また、老人クラブ、各区長等と長年にわたり、地道に取り組んでこられた結果でありまして、高く評価しているところでもあります。この場をおかりいたしまして、協力していただいている関係各位に感謝の意を表します。

何よりも、心身ともに健勝で、介護の必要がなく過ごしていただける高齢者が1人でもふえるための施策に勝つことはないわけでありますので、参加への声かけなど、よりすそ野が広がっていくようにお願いするところでもあります。

このような実績に鑑みても、さきの医療・介護総合確保推進法案に示された予防給付の市町村移行に関しては、本市では十分に対応ができるものと確信しております。

要支援切りといった議論もありましたが、全国一律で実施されている要支援1と2の方々への訪問介護と通所介護を、介護保険の個別給付から市町村が実施する地域支援事業に移行するわけですので、今まで給付対象にならない庭の手入れやペットの世話など、多様なニーズに地域の実情に応じて、NPOや町内会などを活用し、サービス提供が可能になればいいと、そういうふうに思っております。

より効率的な対応をお願いしたいと思っております。

国のほうも大体7月中にはガイドラインを示すという方向になっているようでございますので、その点、よろしくをお願いしたいと思います。

課長の答弁では、各種事業の有機的な結びつきや元気なときから要支援、要介護、そして疾病に伴う医療との連続サービスが受けられる体制づくり、そのための医師確保やマンパワー不足といった本市の課題解決が必要であり、早速、高知県のほうにも財政支援制度の事業提案をなされたと、そういう答弁でございました。

積極的かつ時宜を得た対応がなされている点、評価するところでもあります。

6月会議の補正2号にも予算計上されています。また、昨日の12番議員の質問に対する執行部答弁で、第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画での取り組み状況について、事業実施の結果やアンケート結果などの紹介があり、事業評価が報告されました。

そして、来年度から市町村ごとに策定される第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に向けて、65歳以上の6,000人以上に90項目のニーズ調査が実施され、現在、調査内容の集計分析がなされているという昨日の答弁でございました。

この結果が出れば、それをもとにし、国の動向を注視しながら、土佐清水市ならではの地域包括ケアシステムの構築に向けて進められるものと考えられます。

この事業は、5年ないし10年ぐらいのスパンをかけた事業であり、今後の本市のまちづくりの方向性や将来像を決めるものといっても過言ではないと思っております。土佐清水市の最

高責任者である市長の所見をお伺いします。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 本当に過疎、少子高齢化がどんどん進んでおります。もう既に65歳以上の高齢者の比率が42%を超えると、そういう緊迫した状況になっております。

また、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、75歳以上の人口がこの土佐清水市でも3割を超えるというそういう国の推計も公表されているところであります。ですから、高齢者福祉、この施策の充実というのは、最重要課題の1つではないでしょうか。

特に、認知症高齢者への施策は喫緊の課題でありまして、医師と看護師、介護福祉士で構成する認知症支援チームによる集中支援体制の整備、専門的な知識を有する認知症支援推進員の配置、初期認知症患者への医療と介護の連携した支援体制等、新たな体制づくりに取り組みたいと考えておるところであります。

先ほど、課長よりも答弁がありました。本市では、県内でもさきんじて、国の在宅医療連携体制整備事業を導入をいたしました。市内医療法人並びに介護事業所が連携協力し、高齢者の在宅サービス、医療と介護の連携支援体制の構築に今、取り組んでいるところであり、あわせて課題でもある医師の確保、医療従事者、介護従事者の人材育成によるマンパワーの確保を進めてまいりたいと考えております。

このほかにも、これまで取り組んできたいきいきサロン等の高齢者の生きがいと健康づくり事業に加えて、特に高齢者の多様な生活支援や社会参加ニーズに对应していくため、元気な高齢者が担い手になる支援の充実など、新たな地域での支え合い体制づくりに取り組み、地域包括ケアシステムの構築を力強く進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 市長より、力強い答弁がありました。

高齢者福祉政策の充実は、最重要課題の1つと捉えられている点。また、中でも認知症高齢者への施策を喫緊の課題という表現で、しっかりと問題を押さえられている点、意を強くした次第でございます。

過日、認知症の女性が行方不明になり、7年ぶりに夫と再会したと報道されました。2013年だけでも認知症で行方不明になったという届け出は1万325人、388人の死亡が確認されたそうです。

本市でも、この認知症の行方不明、また死亡といった悲しい事例が起きております。

課長、突然ですけど、本市の健康推進課長として、認知症患者、それからリスクを背負っている方々、掌握、把握されているようでしたら、お答えいただけませんか。

○議長（岡林守正君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

認知症の患者数につきましては、脳血管疾患とか、アルツハイマー、あるいは内臓疾患、あと高齢に伴う疾病等の重複した疾患に伴って、認知症を併発するということが多うございまして、国のほうでもこの数字をつかむために、全国の8市町で調査をして、その結果、高齢者人口の約15%程度が有病率ではないかという推計を出しています。これを本市の高齢者人口に当てはめると、約950人の認知症の可能性がある方がおられるというふうに捉えております。

また、健康推進課のほうで実施しております二次予防高齢者把握事業におきまして、高齢者の機能評価、調査をしております。こちらの平成25年度の調査結果として、認知症のリスクがある方の調査で対象者5,287人、これは65歳以上で介護認定を受けていない方に対して行った調査でございますが、リスクある方が433名という結果が出ております。こうしたことを踏まえると、今、要支援・要介護の認定者数が約1,100名ほどおりまして、そのうちの9割近くの方が認知症のリスク、あるいは認知症を併発しているという可能性があるという認識をしております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 大変に突然の質問に対して、詳しく答弁していただきました。ありがとうございました。

数値が今、示されました市長。大変に人口が減少している中で、やはり認知症の類のこういう介護に関する対象者が、人口が減っても逆にふえていく傾向であると。これは団塊世代の流れ。そういう中で、2010年の時点の統計では、大体65歳というのは、ほぼ7人に1人が認知症ということでは言われておりました。

それから、まだ若干、ふえているとは思いますが。

徘徊中に特に亡くなって発見されるというか、そういった徘徊で亡くなった事件をきっかけにして、大阪府の泉南市ってあるんですが、ここでは幼稚園や保育園、それから学校、そういった小学校、中学校で認知症患者への理解を深める学習会を行い、三世代でお年寄りを見守る、そういった取り組みがなされております。6、7万人ぐらいの人口のまちですから。また、認

知症は早期発見、それから早期治療が何よりも重要と伺っております。今後、認知症サポーター養成講座などを通じて、地域住民の中で市民の中でお年寄りが徘徊しても安心な町を目指そうといった、そういう意識が幅広く共有されながら、そして支援対策としていくという方向性も必要ではなかならうかと思っております。

先ほどの市長の答弁で示されましたように、国の認知症施策推進5カ年計画、つまりオレンジプランが本市でどう取り組まれていくのか、推進とそして検証とを繰り返しながら、地域包括ケアシステムの構築を図っていかねばならないと思っております。

市長もご存じだと思いますが、そのほかにも課長のほうからも答弁ありましたけれども、職場や地域で認知症患者とその家族を支援する認知症サポーター制度、そういったことも盛り込まれております。いろんな今回のそういった5カ年計画の中には、後押しがされておりますので、ぜひともさきの課長の答弁では、既に高知県に対しても、幾つかの行政支援制度の財政支援制度の事業提案がなされたという答弁がありました。包括ケアシステムの構築というのは、やはり最後は市長の力強いそういったリーダーシップを発揮するかどうかで、これからの清水の事業の進捗が図られていくと私は思っております。

そういった意味で、先ほど、答弁いただいた本当に力強く推進して、構築に向けて対応するという市長の答弁の中に、そういった人材育成や、そして予算計上などに着実な裏づけが図られていくというふうに私は理解しておりますが、そういった市長の本腰を入れた答弁だと受けとめて、再度になりますが、市長の所見をお伺いしたいと思っております。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 本当にこの社会的問題になっておりますので、非常に土佐清水市としても、先ほど言いましたように、最重点課題の一つとして全力を挙げて取り組む覚悟でございます。

今、課長から認知症についても報告がございました。健康推進課で実施した元気づくり高齢者事業では、認知症のリスクのある方が433名、厚労省の調査で推計した数字を当てはめると950人というそういう認知症高齢者数、また、議員が指摘したように7人に1人がまた当てはまるのではないかというような、こういう状況というのは、本当に身の周りでも、いろいろやっぱり起こっておりますので、人ごとではないというふうに考えております。

先ほど指摘がありましたオレンジプラン、これ平成25年から29年度までの計画で始まっているんですが、実は、仲田議員の質問の前に、課長からレクチャーも受けました。早期発見、早期治療というキーワードで質問をされておりましたが、この計画にはやはり状況に応じた適正なサービスの提供を行う、これがやはり基本といたしまして、これは標準的な認知症、ケア

パスというらしいんですが、その作成と普及、そして先ほど言いましたように、早期に診断して早期に対応していく。次に、地域での生活を支える医療サービスを構築していく。地域での生活を支える介護サービスも同時に構築していく。地域での日常生活、家族への支援もこれも大切だというふうに考えておりますし、若年性の認知症というの、最近は出てきておりますので、この施策をどう具体化して強化していくのか。さらには、医療・介護サービスを担う人材の育成、こういった総合的に対策を講じていかなければならないと思っておりますし、今、第6期の高齢者福祉計画にも着手をこれからしていきますので、そういった面でも土佐清水市に合った、ほかから見ても、土佐清水市のこの高齢者に対する政策というのは、お手本になるようなそういう計画を目指して、これから取り組んでまいります。

新しく課長になった戎井課長、大変熱心な課長でありますので、ぜひ、先頭に立って土佐清水市の医療・介護・福祉、総合的に検証しながら計画を進めてまいりたいと思っております。どうかご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 大変に市長からの課長のレクチャーがしっかりと頭の中に入っているなという感じいたしました。ケアパスまで話が出ましたし、ということは、やはり今後、私ども土佐清水市として、予期せぬ新しいこの介護、また医療、そして一番大事なお年寄りの最終章というものを築き上げていく施策になってくると思います。

地域でのマネジメントという意味ですので、本当にまず市長がいろんなことに目を通しながら、そしてこのオレンジプランですけれども、これがどこまで進んでいるのか、どうして進まないのか、どこに問題があるのか、こういったことが逆にこれから一番議論されていく部分だと思っております。ここに早く手をつけ、そして労苦を惜しまない自治体がいち早くすばらしいその地域に、宝と言われるお年寄りのためのそういうまちづくりができると、私はそういうふうに信念を持っております。どうか今、市長が述べられた、本当に短い、通告を出してから短い中でもこれだけの研鑽をしながら、そして1つの方向性をみずから持っていらっしゃるという点で敬服もしますし、また信頼もしておりますので、ぜひともその点、よろしくお願いいたします。

蛇足になりますが、認知症介護の質というものを向上させるという、今、そういう流れも出てきております。ご存じかと思いますが、フランスで考案されたユマニチュードという認知症ケアが注目をされています。ユマニチュードとは、人間として接するという意味です。例えば、患者をベッドのわきから見下ろすのではなく、本人の正面から近づいて、そして見つめるとい

うぐあい、接し方を変えることによって、認知症患者の苛立ちとか、暴言等が劇的に改善された、そういった報告もされておりますし、ある地域では注目をし推進していこうという流れもできているところもあります。

そういった点もぜひ、私も一層研鑽に励んで、皆さん方と一緒にこの地域包括ケアシステムの構築に向かって努めてまいりたいと思っております。

これは市長にお願いになりますが、先ほど、戎井課長、本当に熱を持っての取り組みを評価されておりましたが、これから大事な時期なので、短期間でこのシステム構築を支える行政の職員がかわらないように、腰を据えてやっていけるように、そういった方向というものもひとつ考えていただいたらどうかと思うんです。他市では、先進地ではこの包括支援推進室を別個に本当に設置して、5年、10年のまちづくりの中に本丸として据えて取り組んでいるという地域もございますので、これは私のあれになりますが、そういった点もひとつお願いをしておきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（岡林守正君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時36分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き一般質問を行います。

6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 執行部の皆さん、どうも午前が続いて午後、本当にご苦労さんです。お疲れさんです。

今から、集团的自衛権と国保について質問を進めてまいります。

私も今期で議会を退かせていただくということで、最後の質問になろうかと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願いをいたします。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

同僚の皆さんからちょっとあおられて、いつもあがる私が、いつも以上にあがっておりますが、よろしくお願いをいたします。

6月3日の高知新聞に特集された集团的自衛権の行使、解釈の変更への賛否について質問を進めてまいります。

市長は、6月3日の首長への設問、安倍内閣が「限定的に行使することは許される」との考え方で研究を進めている」とした集团的自衛権の行使容認に賛成ですか、反対ですかについて、

次のような答えをしています。

自衛隊法などの現行法上、認められている個別的自衛権や警察権の行使などでは対処できないケースが起こった場合については、自衛権発動の3要件に基づく限定的な行使を認めざるを得ないのではないか。しかし、個別事例の精査など、国会での議論を十分に深めていただきたいとして、賛成の立場で答えています。まず、憲法改正を経ないままの集団的自衛権の行使容認に賛成をした理由についてお伺いをしたいと思います。

憲法についてであります。日本国憲法9条の1項で、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2項で、前項の目的を達するため、陸空海軍、その他の戦力はこれを保持しない。

国の交戦権は、これを認めないとなっております。

この9条を素直に読めば、自衛隊は憲法違反の存在となりますが、政府は自衛隊ができた1954年に、自衛隊がむやみに軍事力を使ってはならないということで、自衛権発動の3要件を決めました。急迫・不正の侵害（日本への直接的な武力攻撃があった場合）、2つ目に、他に適当な手段がない場合、まずは外交的努力を徹底的にした上でということです。それで3つ目には、必要最小限度、日本を守るための最小限度の実力行使です。この3要件はどの国でも持っている自国を守る自衛権で、個別的自衛権というもので、9条のもとでも持っている国の権利です。集団的自衛権とは国際法上も区別をされております。

政府は、自衛隊という名前の陸・海・空軍その他の戦力を保持してきましたが、9条のもとで自衛隊はこれまで一度も他国民を殺したこともなければ、他国の軍隊によって殺されたこともありません。これは世界に誇ることだと私は思っております。

アフガニスタンで医療援助や井戸掘り、運河建設を行って、戦乱後のアフガニスタンの復興活動に取り組んできているペシャワール会の中村哲医師は、5月16日の西日本新聞で次のように語っています。アフガニスタンの人にとっては、日本が軍事行動に消極的な国だと思われています。一言でいうと、敵意のない国。これは自衛隊の行動をしばってきた9条の威力です。アフガニスタン人は、多くの命を奪った米国を憎んでいます。日本が米国に加担することになれば、私は、ここで命を失うかもしれない。安倍首相は、記者会見で、現状では海外で活動するボランティアが襲われても、自衛隊は彼らを救うことができないと言っておりますが、全く逆です。命を守るどころか、かえって危険です。私は逃げます。9条は数百万人の日本人が血を流し、犠牲になってきた大いなる日本の遺産です。大切にしないと亡くなった人たちが浮かばれません。9条に守られていたからこそ、私たちの活動も続けられてきたのです。私たちは冷静に考え直さなければなりませんと語っております。

ところが、安倍首相は、これまでの政府の憲法解釈を変え、集団的自衛権の行使を可能にしようとしています。憲法を改正しないまま、なし崩し的に海外での武力行使に道を開く安倍首相のやり方に、憲法学者はもちろんのこと、集団的自衛権行使のために憲法改正を主張する方々や、歴代内閣法制局長官なども含めて、厳しい批判を行っています。

例えば、元内閣法制局長官で、弁護士の阪田雅裕さんは、5月27日の千葉政経懇話会で講演をしております。内容は、集団的自衛権を行使すれば、自衛隊に犠牲者が出ることは覚悟しなければならない。この国のありようを変える決断を下すためには、国民が納得し、賛成する最低限度の手続が必要だとして、安倍首相が考える解釈改憲ではなく、憲法改正が筋だと訴え、正規の手続を経ない政権のあり方に、裏口入学に等しいという厳しい批判を行っています。

これに対して、行政の長であるあなたは、賛成と答えています。これは日本を再び戦争をする国にすることに賛成していることと同じです。さきの戦争で、犠牲になった方々の思いに身を寄せれば、絶対に認めるわけにはいきません。改めて伺います。

集団的自衛権とは、これまでの政府見解によれば、我が国に対する武力攻撃が発生していなにかかわらず、外国のために実力を行使するものです。自衛権発動の3要件の第1の我が国に対する急迫不正の侵害が存在しないまま、武力攻撃を行う憲法違反の行為であるが、憲法改正を経ないままの集団的自衛権の行使容認に賛成をした理由について、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この高知新聞の集団的自衛権に関するアンケート調査につきましては、県内の各市町村長、それぞれの立場の違いはあっても、大変その是非について明確にすることには、迷いがあつたとお聞きしております。

なぜならば、ご承知のとおり、現段階においても安倍政権の主張する集団的自衛権の限定的容認の範囲が確定してない上、個別的自衛権か、集団的自衛権かの判断が曖昧な現状で、○か×かの判断材料が不足をしているからであります。

私自身も、個人的な思い、考え方、そして市長としての立場、そのはざままで締切ギリギリの5月29日まで、賛否について悩んだのが正直なところであります。

しかし、○か×かという二者択一ということでございました。最終的に高知新聞社編集局、堅田センター長あてに出したアンケートの回答として、国を二分して審議が進んでいる最中であり、また政府与党間でも意見が分かれている問題でもありますので、市町村長という立場で単純に○か×かを判断して回答することには、抵抗感や迷いがあります。ぜひ、そのことを踏

まえた報道となるようにご配慮をお願いしますと前置きした上で出したコメントについては、正確に載せていただくように要請し、自衛隊法等の現行法上、認められている個別的自衛権や警察権の行使等では、対処し切れないケースが起こった場合について、自衛権発動の3要件に基づく限定的な行使を認めざるを得ないのではないかと。しかしながら、個別的自衛権の精査など、国会での議論を十分に深めていただきたいとコメントした上で、賛成と判断したものであります。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 1つ、市長にお伺いをしたいのですが、これから後、質問を進めてまいりますので、最後に市長個人の考え方も含めて、またお伺いをしたいと思いますので、最後にしたいと思います。そのときにはよろしくお願いいたします。

続けて、今、市長から迷いがあったということにもつながってくるし、触れられると思います。私のこれからの質問については。

これは肝心な問題ですので、できればしっかりと答えていただきたいと思います。

次に、安倍内閣の進める集団的自衛権行使に賛成するのか、どうなのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

では、集団的自衛権とは何か。自衛と名がつくから、私たちを守ってくれるものだとおもっているかもしれませんが、そうではありません。政府は自分の国が攻撃されていなくても、密接な関係にある他国が攻撃されたときに、武力で反撃をする権利だと説明をしています。

つまり、集団的自衛権とは、他国の戦争に加わる権利のことです。

先ほども申し上げましたが、日本を守る自衛権は、個別的自衛権というもので、集団的自衛権とは国際法上も区別されています。集団的自衛権というものだから、共通の敵から自分の国を守るためにみんなで助け合う権利ではないかという考え方も間違っていると思います。

国連加盟国が集団的自衛権を行使すれば、国連に報告をすることになっております。これまで報告された主な事例は、1956年の旧ソ連によるハンガリー軍事介入、そして日本の軍事基地を使った1960年から1975年のアメリカなどによるベトナム戦争、そして1968年の旧ソ連によるアフガニスタン戦争、そして1990年から1991年のイラクのクエート侵攻に対する皆さんもご承知の湾岸戦争、それから2001年のアメリカとNATOによるアフガニスタン戦争など、国連の中で私の調べたところでは、11件くらいの事例があります。これはつまり、米国や旧ソ連といった巨大な軍事力を持った大国が、ベトナムやアフガニスタンなど、小さな国に攻め入っている事例がほとんどです。日本への武力攻撃と根本的に違います。だから、今まで政府は集団的自衛権の行使は、自衛のための必要最小限度を超え

ると言ってきたのです。日本がこれまでに集団的自衛権を使えていれば、どうなっていたでしょう。

例えば、米軍が集団的自衛権を行使して参戦したベトナム戦争では、自衛隊も一緒に参戦させられていたかもしれません。お隣の韓国は、延べ31万人が参戦をして、5,000人近い死者を出しています。日本が曲がりなりにも平和だったのは、米軍の抑止力があつたからでは決してありません。集団的自衛権を行使せず、米軍と一緒に海外で戦争をしないという憲法の歯どめがあつたからこそです。憲法の平和主義のおかげで、日本はほとんどの国と敵対的な関係をつくらずにきたことが真相であります。

戦争において、戦闘部隊に武器や弾薬、食料、衣料品などを供給する兵站・後方支援部隊を攻撃することは常識です。戦闘行為を行っている部隊に、戦闘に役立つ物資を戦闘地域で供給する自衛隊が攻撃を受ける可能性は、飛躍的に高まることは明らかです。そうなれば、自衛隊が反撃し、武力行使することになり、相手を殺し、殺されることとなります。それでも安倍内閣の進める集団的自衛権に賛成をするのか否か、お答えをいただきたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） さきにお答えをしましたとおり、個別事例の論議が現在でも政府与党はもとより、国会内で行われている状況であります。その限定的な要因そのものの範囲もいまだ明確になっていない現状であります。確定されていないものについて、その賛否を明確にすることは困難でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） わかりました。

次に、憲法第9条第2項の「前項の目的を達するため、……国の交戦権はこれを認めないに明白に違反する戦争行為ではないか」について、見解を伺います。

日米安保条約は、第5条で次のように定めています。各締約国は、日本国の施政の下にある領域におけるいずれか一方に対する武力攻撃が自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って、共通の危険に対処するように行動することを宣言するとあります。

つまり、集団的自衛権の行使は、この第5条の定義とは異なり、日本の領土における日本がアメリカに対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず、日本がある国に対して、武力攻撃を行うことを認めることです。

戦時国際法では、戦争をしている国同士の第三国が、どちらかの国を攻撃する場合は、中立

国であることをやめる必要があると。つまり、攻撃する相手に対して、宣戦布告した上で攻撃しなければならぬと定められています。日本が集団的自衛権を行使するためには、攻撃を加えようとする国に対して、宣戦布告しなければ、戦時国際法に違反することになります。宣戦布告とは、紛争当事者である国家が相手国に対して、戦争行為を開始する意思を表明する宣言で、開戦宣言、戦争宣言とも呼ばれています。これは憲法第9条第2項の前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めないに明白に違反する戦闘行為ではないか。この件についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 日本国憲法第9条が規定する平和主義は、崇高な理念であり、戦後の日本が国際社会において、評価されてきた一因であると認識しております。

議員ご指摘のとおり、憲法第9条第2項には、前項の目的を達するため、陸・海・空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めないと明確に規定されております。

しかしながら、その後において、自衛隊が創設され、憲法の条文を変えることなく、現在も自衛隊は活動しております。このことについて、今では大部分の国民に異論はないと思いますが、このようなことから判断すると、あくまでも国民の命を守るため、国民的論議をしっかりと行い、また、日本の安全に重大な影響を及ぼす場合に限り、必要最小限・不可欠の集団的自衛権が直ちに戦争行為であるということは、難しいのではないかと考えております。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 今の市長の答弁を聞きますと、安倍政権が申しわけのように繰り返している答弁に似ているようにも感じるところもあります。

次に、答弁を求めてまいります。

次に、集団的自衛権の行使について、安倍首相は、憲法解釈の変更による容認を目指しています。あなたはどうか考えますかについて伺います。

まず、市長が安倍内閣の解釈の変更による集団的自衛権の行使に賛成をした理由をお伺いをしたいと思います。

安倍内閣は、国のありようを変える集団的自衛権の行使を憲法改正という国民的議論と国民投票の手続を経ることなく、20名に満たない内閣の解釈の変更によって行おうとしています。が、憲法と法律の専門家からも強い疑問と批判が起こっています。

例えば、5月30日に日本弁護士連合会は、重ねて集団的自衛権の行使容認に反対し、立法主義の意義を確認する決議を行い、次のように批判をしています。

このような憲法の基本原理にかかわる変更を、国民の意思を直接問う手続を経ることなく、内閣の判断で行うことは、仮に集団的自衛権の行使に限定をつけて認めるものだとしても、憲法を最高法規とし、国务大臣等の公務員に憲法尊重擁護義務を課して、憲法にしばりをかけた立法主義という近代憲法の存在理由を根本から否定するものである。立法主義は全ての人々が、個人として尊重されるために、憲法が国家権力を制限して人権を保障するというものであり、近代自由主義国家が共有するものであって、その趣旨は個人尊重と人権保障にある。

したがって、立法主義の否定は、これらの価値を否定することにつながり、到底、容認することができないと決議をしております。所見をお伺いをいたします。

憲法の基本原理を執行権力の解釈によって変更することは、地方自治に例えて言えば、議会がつくった条例を行政の長が勝手に解釈変更して執行することと同じだと私は考えます。絶対に認められないことだと思います。

ところが、行政の長は、あなたは次のように答えています。憲法解釈の変更を容認することになると、時の政権の解釈で憲法が規定する改正手続を経ずに、閣議決定で変更できるなど、憲法への信頼度が希薄となり、国のあり方の根本にかかわる問題と考える。ただし、憲法の条文は実態とかけ離れているという指摘もある。

本来であれば、国民全体の意思を反映する憲法改正の議論が必要と思うが、現在の我が国をめぐる情勢を考慮すれば、いたし方ないと安倍内閣の解釈による集団的自衛権の行使に賛成を表明をしております。これが近代民主主義の原則と両立するものか、賛成をしたお考えについて、お伺いしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） アンケートでもコメントいたしましたように、本来であれば、国民全体の意見を反映する憲法改正の議論が必要であり、これを何人も否定するものではないと考えております。

憲法解釈の変更を容認することになると、時の政権の解釈で憲法が規定する改正手続を経ずに、閣議決定で変更できることは、憲法が規定する改正手続のみならず、憲法への信頼感が損なわれ、国にあり方の基本にかかわる問題と考えます。

しかしながら、さきに申し上げましたが、今回は二者択一のアンケート調査でありましたので、集団的自衛権の行使については、他国から攻撃を仕掛けられた場合に、国連の安全保障理事会が機能するまでの過渡的防衛手段として、現在、我が国をめぐる情勢を考慮すれば、いたし方ない、そういう面もあるとして賛成の判断をした次第であります。

繰り返しになりますが、時の政権によって憲法解釈の論理が変われば、憲法が権力を縛る立

憲主義や、法治国家の根幹が揺らぐことは、私も認識をしているところであり、またそのようなことが好ましいこととは思っておりません。先ほども答弁したとおり、憲法改正には適正な改正手続きを経て、条文を改正することが本来の姿だと思っております。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 今の市長の答弁を聞きますと、どうしてこの高知新聞の設問に対して、今のようなお考え、態度をしっかりと伝え、そのような判断をできなかったのか、ある部分では私は残念に思います。

そして、今までの市長のいろいろな話を受けた中で、質問をいたします。

1つその前に構いませんか。聞きたいことがありますけど。

市長が、さきの高知新聞に答えた内容であります。憲法の条文は実態とかけ離れているという指摘、これは市長はどのような考え方というか、受けとめ方をしているのかについて、もしできれば、答弁をいただきたいと思っております。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほども前段で答弁をいたしました。憲法9条、これは先ほども言いましたように、第2項には陸・海・空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めないということが明確に書かれております。

しかしながら、自衛隊という存在があることも事実でありますし、そのことを指していることだというふうに理解をしているところであります。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） わかりましたが、私は憲法の条文から実態が離れているという考え方、捉え方、それは自分が立っている位置によって違う部分も大きく言えばあるかもしれません。けれども、この民主主義憲法、国民が主人公の憲法、この憲法からさまざまな状況がかけ離れているのは事実だと思います。

この9条の問題についても、そして憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む国民の権利、こういう憲法にしっかりと決められた人権を保障するさまざまな条文が、この半世紀以上の間に、次々と規制緩和とか、いろんな言いわけの中で、この憲法の定めから遠ざかっているのも事実です。普通、民主国家の場合、政府が憲法から離れた行動をしておれば、憲法を変えて離れた形に進んでいる自分に憲法を合わせるのではなくて、普通常識的には、憲法から離れている政府そのものが憲法に立ち返るとというのが、私は基本ではないかと考えております。

次に、質問を進めてまいります。

次に、先ほども市長の答弁にもありましたが、憲法についての認識と解釈について、日本を外国で戦争をできる国にしようとする安倍内閣についての認識、この2つについてお伺いをしたいと思います。

先ほどから、市長の答弁をお聞きをいたしましたけれども、憲法に対する認識は浅い部分があるのではないかと思います。現行憲法は、日本が引き起こした侵略戦争の反省の上につくられたものです。この土台は日本が受託したポツダム宣言と自由民権運動など、日本の自由と民主主義の運動と伝統を引き継いでつくられたものです。

特に、憲法9条は、日本の起こした侵略戦争に対する日本国民の強い反省からつくられたものです。そして、国会論戦を通じて、集団的自衛権の行使とは、日本の国を守ることで、国民の命を守ることでなく、アフガニスタン戦争やイラク戦争のような戦争をアメリカが起こした際に、自衛隊が戦闘地域まで行って、軍事支援を行うアメリカの戦争のために日本の若者の血を流すものであることが明らかになっています。歴代の自民党政権は、自衛隊創設以来、一貫して集団的自衛権の行使は憲法9条のもとでは許されないとの解釈を示してきました。9条の下では、日本が武力攻撃を受けた場合における、必要最小限度の実力の行使を除き、広く外国における武力行使を禁ずるというのは、政府の憲法9条の解釈の骨格をなしたもので、この解釈は国会での論戦の積み重ねを通じて、政府の憲法解釈として定着をしてきたものであります。

この半世紀にわたる憲法解釈を180度覆して、海外で戦争をする国への大転換を国民多数の批判や不安に耳を貸さず、国会でのまともな論戦もなしに、与党だけの密室協議を通じて、1内閣の判断で強行するなど、憲法破壊のクーデターとも言うべき暴挙であると私は考えます。

断じて許されるものではありません。

市長の憲法についての認識と憲法の解釈によって、日本を海外で戦争できる国にしようとする安倍内閣についての認識をお伺いしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 岡林議員のご指摘にもありましたが、政府は従来から憲法第9条が戦争放棄第1項、戦力の不保持と交戦権の否認第2項、これを規定していることを前提として、憲法第9条のもとで、許容される自衛権の発動については、我が国に対する急迫不正の侵害（武力攻撃）が存在すること。この攻撃を排除するため、ほかの適当な手段がないこと。自衛権行使の方法が必要最小限度の実力行使にとどまることの3要件に該当する場合に限定していたと認識をしております。

そして、その前提において、集団的自衛権については、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利と定義した上で、我が国が国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条のもとにおいて、許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどめるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上、許されないとの政府見解と憲法解釈はこれまで一貫して維持されてきております。

これに対して、2014年5月15日の安倍首相の記者会見では、集団的自衛権を認める憲法解釈について、個別的、集団的を問わず、自衛のための武力行使は憲法でも禁止されていない。国際法上、合法的な国連の安全保障措置への参加について、憲法上の制約はない。日本の安全に大きな影響が及ぶかもしれない場合、限定的に集団的自衛権を行使することは許される。生命・自由・幸福追求に対する国民の権利を、政府は最大限尊重する。

憲法前文と憲法13条を踏まえれば、日本の平和と安全を維持するため、必要な自衛の措置をとることは、憲法上、禁じられていないとの見解を示したものと理解をしております。

この2つの相反する見解、従来の政府見解と今回の安倍政権が出した見解、これらを対比しながら、現在の南シナ海での中国とベトナムの衝突や、尖閣諸島における領土問題などの現状を見ると、日本の安全を守るために何かを変えていこうとする、その必要性があるという考え方は、一定は理解はできますが、そして、2013年度における中国軍戦闘機による日本への領空侵犯は、実に415回にのぼるそういった国際情勢を考えると、もっと国民全体で集団的自衛権についての丁寧で慎重な議論、また本当に解釈変更だけでいいのか、憲法改正とあわせて、国民的な大きな議論が必要であるというふうに考えております。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 市長の言いたいことはよくわかります。

けれども、近代的な民主主義国家であるということと、民主主義憲法がしっかりと制定をされている国であるということを前提に物事を考え、進めていくことが一番大事なことはないかと思えます。

この憲法をつくったのは国民です。手続をつくったのも国民です。ですから、日本国憲法は国民が市長もご存じのように、国民が主人公の憲法です。

民主主義憲法というのは、国家権力、あらゆる権力を縛ることが前提にできているのは、各国共通の民主主義憲法であります。

このことについて、私の解釈と市長の解釈と多少のずれが出ているところもあるのではない

かと考えます。

そして、先ほどの市長の答弁にもありましたが、集団的自衛権と個別的自衛権は、国際法上もはっきりと区別をされております。ですから、個別的自衛権については、他国が攻め入ってきた場合には、それに反撃をする権利、これは9条のもとでも、どこの国でもしっかりと認められたことであります。

そういうことも含めて、市長に今までお伺いをしてきたところでありますが、少し私の質問が悪いところがあったかもしれませんが、質問内容がずれたところもあります。また機会があれば、市長ともその部分についてお話をしてみたいというところもあります。

その際には、またぜひ、お話をさせていただきたいと思います。

次に進みます。

国民健康保険についてであります。

市民の命と健康を守る制度である国保の滞納世帯への対応について、まず市民課長にお伺いをいたします。

本市は、3月会議で国保税25.68%引き上げを決めました。医療費がふくらんで、国庫からの給付金も削られる中では、自治体の保険財政も圧迫されるという事実はよくわかります。

しかし、いかに滞納が悪質で、社会的に許されないものであったとしても、命と健康の基本的権利を奪われてよいというものではありません。

そもそも医療には、給付を受けたければ、まず払えという算術はなじみません。そして貧困と病気は隣り合わせのもので、個人の責任というより、社会の環境や条件に大きく影響される事柄です。

だからこそ、社会が適切な仕組みを設けて、必要とするときには、十分な医療を受けられるように、社会保障制度が確立されてきたのです。それなのに、支払えない世帯に厳しく課税したり、料金を徴収してそれに応じなければ医療を受けられないというのでは、本末転倒です。いとしい命の尊厳に貧富や年齢によって軽重とは、軽いとか、重いとかいうことです。はないとすれば、みんなが医療にアクセスでき、保険料や治療費が払えなくても、気持ちよく患者になる権利が保障されねばならないと私は思っております。

支払いに応じてという算術的な考え方は、貧困や病気を個人の責任にしないという社会保障の原則にはなじみません。私たち自治体はもちろん、患者の権利をしっかりと自分のものにするために、貧困や疾病、高齢、失業についてのさまざまな問題を社会を見据えて、グローバルに捉えるしっかりした目をもたなければならぬ社会に直面していると思っております。

国民皆保険制度は、社会保障制度であるという基本に立ってお伺いをいたします。

本市の国保の滞納世帯の状況は、平成25年のデータで国保加入世帯は3,472世帯で、滞

納世帯は389世帯、延べで774世帯、資格証明書発行、保険証取り上げは169世帯です。滞納世帯は11.2%です。10世帯に1世帯は滞納世帯です。年間延べでの滞納世帯数は774世帯ですから、滞納世帯の半分の数の皆さんは、滞納者になったり、ならなかったりを繰り返しています。保険証のない世帯についても同じ状況があります。資格証明書になったり、短期証になったり、市民の社会状況を合わせ見れば、医療にアクセスできる命と健康は大丈夫なのか。血の出る思いで頑張っている姿が、私は目に浮かぶような気がします。

この頑張っている被保険者の家計、健康状況は把握をされているのかどうか、市民課長に答弁をお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

滞納世帯の家計・健康状況についての把握はということですが、該当世帯の前年所得や固定資産等については税務課で、また納税交渉の経過については収納推進課で把握をしておりますが、家計状況及び健康状況に関する把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） わかりました。

全てを把握するということは無理があると思います。行政機関や関係機関を通じ、気になる心配される世帯や被保険者、資格証明書発行世帯については、行政自ら接触回数をふやすなど、実態調査に努めるべきではないかと私は考えますが、課長はどのようなお考えかお聞かせください。

○議長（岡林守正君） 市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

国保制度は、社会保障制度の一環であると認識しておりますが、現行制度では資格証、短期証は納税との裏表であり、一義的には納税による滞納の解消が理想的な解決策でございますが、それぞれの世帯の事情により、滞納が生じておるのが現実でございます。

これらの滞納者の方に資格証、短期証を交付しておりますが、さきの3月会議で市長が答弁いたしましたように、短期証、資格証は受診を抑制するために交付しているものではなく、真面目に保険税を納付している方との税負担の公平・公正を確保するために、滞納者との接触機会を多く得ることにより、少しでも納税に努めていただくための手段と考えており、対応につ

きましては、収納推進課、税務課、市民課で連携し、納付相談を通じて納めることができない方、納めない方を見きわめて、適切な対応を行っているとの認識をしております。

ただ、重症な疾病等により、早急に受診を要する方については、特別の事情により短期証を発行し、通常の自己負担額を3割で受診できるように取り扱っております。

あわせて、相談の中で例えば、生活保護、身体、精神障害者施策、介護保険施策など、他法の活用の検討や有利な療養の給付方法、また多重債務等があれば、消費者相談につなぐ。また、逆にそれぞれの所管課に相談があったことを国保係へつないでもらうといったように、庁内関係課と相互に連携し、相談者と一緒に考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） わかりました。

ぜひ、この滞納者、特に資格証明書が発行された保険証を事実上、取り上げている家庭については、しっかりとした実態把握をして、課としてそれぞれ関係する機関と連携をとりながら、今、課長の答弁にもありましたが、徹底した対応をとっていただきたいと思います。

この資格証明書を発行している世帯については、特にということであります。その点をよろしく願いをしておきます。

最後に、市長に市民の命と健康を守ることを基本について、お伺いをいたします。

この国保については、3月会議で基本的な質問を行いました。市長の苦しい答弁も伺ったところです。

国保・社会保障制度について、国は国民には生存権があり、国には社会保障の義務があるとし、国と自治体の責任を明確にしていますが、この半世紀に経済成長は数十倍に大きく発展してきましたが、社会保障制度はみんなのためにみんなでつくり、みんなで支えていくと規定をして、国の責任を棚上げして、自助努力、相互扶助の名のもとに、自治体や私たち国民に負担を強いるものとなっております。徹底した公費の削減を実施したのは、2001年から推進をされた小泉構造改革でした。

この構造改革は、02年から08年にかけて、毎年2,200億円もの社会保障への公費負担を削減させるとして、連続的に社会保障の諸制度を改悪しました。

毎年、2,200億円の削減を積み重ねた結果、09年の予算では01年に比べて、国が社会保障に負担をしていた費用が1兆6,000億円も減らされています。09年度までの8年間に減らされた国費総額は8兆3,630億円に達しています。民主党政権に変わっても、この公費負担は復活しませんでした。年間1兆6,000億円もの国の負担を削るために、8年間の間に

年金、医療、介護の改悪は、市の職員も目が回るほど繰り返されてきました。03年からの医療費窓口3割負担、後期高齢者医療制度など、国保料が高騰してきている原因の1つも、小泉構造改革にあります。このようなものの見方、考え方では、市民の命と健康を守ることはできません。国はさらなる公費削減のために、国保の都道府県化を進めています。国の示す方向に合わせることも大事かもしれませんが、市民に負担を強いる国の制度から、市民の命を守るところ、市長の地方自治の大事な使命ではないかと思えます。社会保障である国民皆保険制度に自助努力、相互扶助を持ち込まず、市民の命と健康を守るという基本に立って、特に滞納世帯については、行政みずから実態把握に努め、適切な優しい対応を強くお願いをしたいと思います。市長の所見をお伺いをいたします。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 皆保険制度の1つである国保制度を守ることにより、国保に加入する市民の生命と健康を守ることが、市長である私の使命と考えております。

去る5月20日の高知新聞に全日本民主医療機関連合会の調査結果が掲載されておりました。それによりますと、平成25年に経済的事情により受診がおくれ、死亡された方が56人にあがったとの報道がなされています。内訳は全国23件で、国保24人、後期高齢6人、協会けんぽ2人、無保険者23人、生活保護者1人となっており、非常にゆゆしき事態であると思えます。

高知県でも2名の方が死亡されておりますが、本市では幸いにもこういう事態は発生しておりませんが、このような事態を発生させないためにも、市民課長が答弁しております庁内連携、これを強めていきたいと思っております。

また、本市については、まだまだ人の情けの濃い、地域の絆の強い土地柄でありますので、高齢者や障がい者などの見守りを行っている地域包括支援センターや民生委員の方々にもご協力をいただき、困窮により医療受診ができない方の発見に努め、市民の命を守っていきたいと考えます。

以上です。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） すばらしい答弁をいただきました。ぜひよろしくお願いをいたしまして、全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（岡林守正君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明6月18日午前10時に再開いたします。

午後 2時02分 延 会